

31豊産建維第54-1号
令和元年7月25日

豊前市監査委員 初山 吉治 様
豊前市監査委員 平田 精一 様

豊前市長 後藤 元秀
(建設課)

定期監査等の結果について(回答)

令和元年5月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 現金納付の歳入について

市道証明手数料等現金を窓口で領収する際に、申請者に手書きの領収書を渡し、後に職員により指定金融機関に納められていた。今後は、申請者に三連の納付書を渡し、直接、指定金融機関に納めていただき適正な事務処理となるよう努められたい。現金の取扱いについては、十分注意されたい。

【措置内容】

各種証明手数料については、窓口のお客様の時間短縮、会計の窓口へ足を運んでいただく手間等を考慮し、ワンストップで手続きが終了するような仕組みにしておりましたが、今後はご指摘通り申請者に三連の納付書をお渡しし、領収書にてお支払の確認ができ次第、証明書を発行するという事務処理に変更し、職員が現金を取り扱うことのないように努めます。

2. 道路、水路等占用について

(1) 占用許可申請について

水路等占用許可申請書の占用の期間と許可書の占用満了期間の記載について相違が見られた。また、許可書の占用満了期間について年表記であるもの、年月日表記であるものと表記が統一されていなかった。今後は、申請書と許可書の占用満了期間の記載を改められたい。

更に、道路占用の許可書を出す際に予め警察署と協議をしなければならないものがあるが、警察署からの回答が出る前に許可を出しているものが見受けられた。警察署に協議をしなければならない案件については、警察署からの回答後に許可を出すよう適切な事務処理となるよう改善されたい。

また、道路占用料の減額又は免除については、道路占用料徴収条例施行規則第 3 条及び第 4 条に規定されており、法定外公共物占用料の減額又は免除については、法定外公共物管理条例施行規則第 2 条に規定されている。申請者間で不公平が生じないようにするため占用料を徴収する場合は、その計算根拠を明示し、占用料を免除する場合は、免除条項を申請書に記載されたい。

【措置内容】

水路占用許可書の占用満了期間について、今後は年月日表記にて許可書を発行するよう改めます。

警察署との事前協議が必要な許可書については、今後手違いのないよう改めます。また今後、占用料免除の際にはご指摘通り免除条項を記載いたします。

(2) 占用等の許可の更新手続きについて

占用等の許可の更新手続きについては、道路占用条例第 5 条に「前条ただし書により許可の期間を更新しようとする者は、期限満了前までに更に第 3 条の手続きをしなければならない。」また、法定外公共物管理条例第 6 条に「占用等の許可の期間満了後、占用等の許可の更新をしようとするものは、当該占用等の許可の期間満了の日の 30 日までに市長に更新の申請をし、その許可を受けなければならない。」とある。占用等の更新手続きについては、更新申請書が提出されているか定期的に確認し、手続きをしていない者に申請を勧奨されたい。

【措置内容】

道路及び法定外公共物の占用には、宅地乗入に伴う占用料免除の物件と占用料の発生する有料の占用物件がある。どちらの場合も当初の許可書をお渡しする際に、占用期限があり、更新申請が必要な旨を説明している。占用料免除の物件まで含めるとこれまでの申請が相当数に及ぶことから、今後すべての占用者に申請勧奨をすることについては係員の人数、システムの有無、各係員の業務内容を勘案しながら、

申請勧奨していきたいという方向で業務を図りたい。

3. 契約事務について

(1) 随意契約について

地方公共団体における契約の締結は、一般競争入札が原則であり、随意契約は施行令第167条の2第1項の各号に該当する場合に限って実施できるもので、いわば契約の例外的取扱である。

今回の監査では、決裁書類に随意契約理由の根拠とする条文の検討を必要とするものが見受けられた。

前回の指摘事項にもあるが、随意契約5号の理由については、業務の客観的性質からの緊急性であって、災害の場合もしくは電気、機械設備の故障等の復旧工事などが契約対象となっている。

今後は、施行令第167条の2第1項第1号から第9号までの法的根拠と随意契約を行う客観的理由を起案文章に明確に記載されるよう努められたい。

【措置内容】

今後は豊前市随意契約ガイドラインに則り、法的根拠を明確に記載いたします。

(2) 長期継続契約について

長期継続契約とは、法第234条の3の規定に基づき条例で定めたものについて債務負担行為を設定しなくても複数年契約を締結することができるものである。

今回の監査において、契約書に長期継続契約である記載がないものが見受けられた。長期継続契約は、予算の単年度主義の特例であることから決裁文書及び契約書の記載に不備のないよう十分注意されたい。

【措置内容】

豊前市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用要領に則り、記載に不備のないよう努めます。

4. 起案文書について

今回の監査では、起案文書に決裁日、施行日、施行方法、廃棄日のないものが散見された。また、払い下げ起案文章に公印を押印した行政財産引継書が添付されていないものが見受けられた。今後は、豊前市文書管理規程及び総務課より通知されている「文書起案の注意事項」に則り、適切な事務処理となるよう努められたい。

行政財産引継書については、財務課・建設課双方が保管しなければならないため文章の管理について改善されたい。

【措置内容】

指摘事項を確認し、起案文書記載項目の徹底、文書の管理について改善いたします。

5. 備品台帳の整備について

前回の定期監査で備品台帳を確認したが、今回の監査では備品台帳が不明で提出されなかったため早急に整備する必要がある。また、備品台帳を新たに作成する時は、再度調査を行っていただきたい。

今後、備品を購入する際、また廃棄する際は必ず台帳に記載し、定期的に現品と照合する等の点検が必要である。備品の管理が軽視されることがないように、より一層効果的な財産の管理に努められたい。

【措置内容】

機構改革による、各課の統合、分割、業務内容の変更などにより、備品台帳の管理が徹底されていなかった。今後は、各係の備品台帳を整理し、財産の管理に努めます。